

保護者のみなさま

大阪府立むらの高等支援学校
校長 吉 武 進

学校感染症に伴う出席停止の扱いについて（お知らせ）

日頃は、本校教育にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

学校に通っている子どもたちの間で感染しやすい感染症を「学校感染症」と指定し、学校では感染拡大の防止に注意しています。これらの病気の疑いがあるときは、医療機関を受診し、主治医の許可を得てから登校してください。

登校するときは、別紙「学校感染症に関する意見書」を主治医に記入していただき、学校に提出してください。病院の書式がある場合は、病院から発行された意見書でもかまいません。
なお、意見書にかかる料金については、保護者負担となりますのでよろしくお願いします。

【文部科学省による出席停止になる学校感染症と出席停止期間】

種類	感染症名	出席停止期間
第2種	インフルエンザ （鳥インフルエンザを除く）	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱後3日間を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	全ての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状消退後2日間経過するまで
	結核、髄膜炎菌性髄膜炎	病状により医師によって感染の恐れがないと認めるまで
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎 その他の感染症	病状により医師によって感染の恐れがないと認めるまで
	その他の感染症 （溶連菌感染症、ウィルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、流行性嘔吐下痢症 など）	その他の感染症 ・必要であれば学校医の意見を聞き、第3種の感染症として措置をとることができる疾患 ・期間は、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで